

# 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の 発議手続及び国民投票に関する法律案に対する修正案の概要

## 第一 国民投票の対象

- 一 国民投票の対象となる案件は、憲法改正のほか、国政における重要な問題のうち憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題に係る案件とする。
- 二 附則において「この法律が施行されるまでの間に、国政問題国民投票に関し、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」との規定を置く。

## 第二 投票権者の年齢

- 一 投票権者の年齢は、「18歳以上」とする。
- 二 附則において「この法律が施行されるまで(3年後)の間に、公職選挙法、民法等の関連法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」との規定を置く。(当該法制上の措置による関連法令の施行の有無にかかわらず、本則の18歳投票権が施行されることとなる。)

## 第三 投票用紙への賛否の記載方法と「過半数」の意義

- 一 × 白書式ではなく、あらかじめ投票用紙に記された賛成・反対の文字を で囲むことにし、二重線等で消したものも有効とするなど無効票をできるだけ少なくする方式に変更する。
- 二 白票等は「無効」とし、「過半数」の分母となる「投票総数」に算入しない。

## 第四 国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲

在職中の国民投票運動が禁止される特定公務員は、民主党原案どおり、選管職員等のみとする。

## 第五 公務員等・教育者の国民投票運動の制限

- 一 公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定については、要件を明確にした上で設けるが、罰則は設けない。(なお、公務員の悪質な国民投票運動については、公務員法制上の「信用失墜行為」等の懲戒事由に該当する。)
- 二 公務員が憲法改正の発議から投票期日までの間に行う国民投票運動及び憲法改正に関する意見の表明並びにこれらに必要な行為については、国家公務員法、地方公務員法等の公務員の政治的行為の制限規定は適用しない。

## 第六 「組織的多数人買収・利害誘導罪」の新設

明確な勧誘行為の明記等、その適用要件を限定した上で、「組織的多数人買収・利害誘導罪」を設ける。

## 第七 国民投票における周知広報

- 一 国民投票公報には、客観的かつ中立的な憲法改正案・要旨・憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明及び賛成意見・反対意見を掲載する。
- 二 説明会の開催及び新聞における無料広報枠の規定は削除する。
- 三 テレビ等における無料広報枠においても、憲法改正案の内容に関する客観的かつ中立的な広報枠を設けるとともに、その残余の部分については、賛成意見・反対意見を「公正かつ平等」に扱うものとする(=国民投票公報における賛否の扱いと同様)。また、賛否の意見の放送は、政党が指名する団体も行うことができる。

## 第八 国民投票放送に対する留意及び制限

- 一 一般放送事業者等は、国民投票に関する放送については、放送法第3条の2第1項の規定(政治的公平など)の趣旨に留意するものとする。
- 二 テレビ等の有料意見広告(スポットCM)については、憲法改正の発議から投票期日までの間は禁止する。

## 第九 憲法審査会の憲法改正原案の審査権限の凍結等

- 一 国民投票本体の施行期日は、公布の日から3年を経過した日とする。
- 二 施行されるまでの間は、憲法審査会は「調査」に専念し、憲法改正原案の提出・審査を行わない旨を確認する規定を設ける。